

環境委員会資料

1 陳情の審査

- (2) 陳情第63号 東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とする為の検討会等設置に関する陳情

資	料
---	---

 陳情第63号 東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とする
為の検討会等設置に関する陳情

参	考	資	料
---	---	---	---

 釣り文化振興モデル港について

港 湾 局

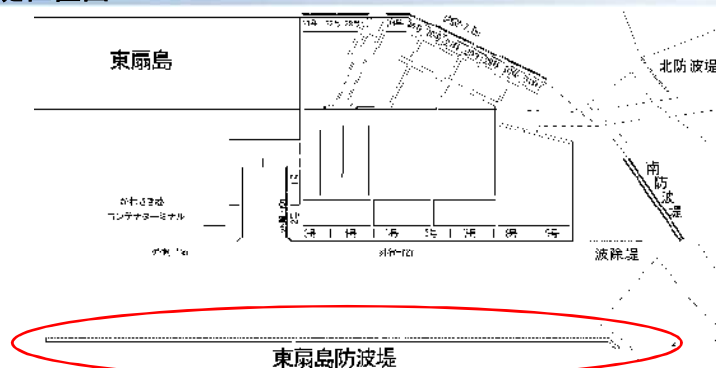
(令和6年8月23日)

陳情第63号 東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とする為の検討会等設置に関する陳情

1 防波堤の設置目的

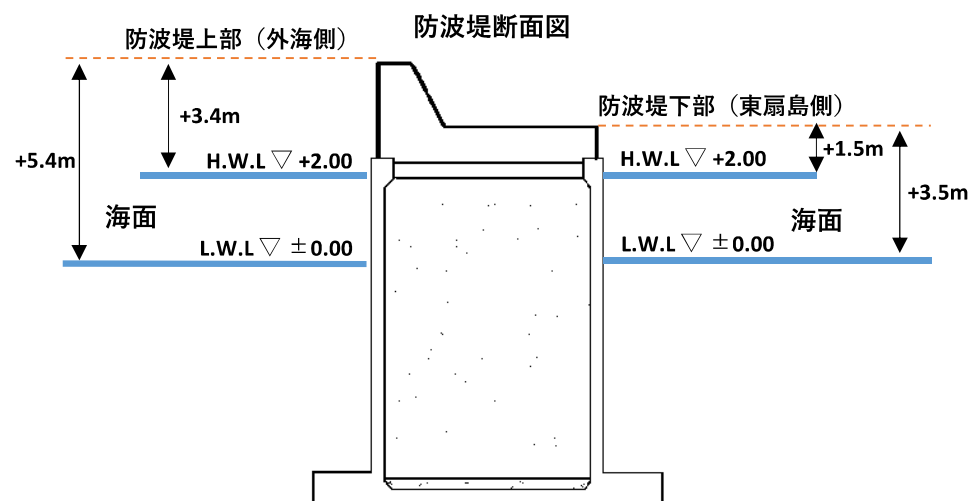
防波堤は、港内の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶航行・停泊の安全及び港内施設の保全を図る目的で設置した港湾施設。

2 防波堤位置図



3 東扇島防波堤の概要

延長 : 3,340m
水深 : -13.0m ~ -21.0m
高さ : 防波堤上部+5.4m、防波堤下部+3.5m ※L.W.L±0.00時
工事期間 : 昭和45年度～平成10年11月完成



4 防波堤への立入禁止と対応等について

本市では、防波堤の設置目的から条例により人の立ち入りを禁止している。

川崎市港湾施設条例

(利用制限等)

第7条 市長は、港湾施設の管理上必要な場合において、港湾施設の利用を制限し、若しくは禁止し、又は港湾施設の利用者に対し一定の行為を命ずることができる。

- ペイントによる立入禁止 (3か所) の表記 (写真左)
- (東扇島防波堤については港湾局及び川崎臨港警察署との連名)
- 巡視船による退去を促すアナウンス
- (月曜～土曜の午前・午後のパトロール時)
- 防波堤への上り階段 (6か所) をワイヤーで封鎖 (写真右)
- 市ホームページでの周知
- (立入禁止場所及び西公園の案内)
- 事業者に対する渡船禁止の要請
- 事業者等への立入禁止周知文の送付 (神奈川県水産課発)
- (川崎・横浜両市から神奈川県環境農政局長宛て連名で指導を依頼)



5 防波堤での釣りの現状

(1) 遊漁船事業者

事業者は「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく神奈川県水産課による遊漁船業の登録を受け、釣り人の送迎 (渡船) を行っている。現状、東扇島防波堤への釣り人の送迎については、川崎、横浜の2事業者を確認。

(2) 釣り人

上記2事業者を利用し東扇島防波堤へ渡っている (写真左)。
平日20～30人程度、土曜など多い時は100人を超える (写真右)。



6 関係機関との連携及び対応協議等

令和4年7月、4機関(神奈川県警・横浜海上保安部・神奈川県水産課・横浜市港湾局)により立入禁止場所での釣り防止の取組強化の検討を開始。同年11月の合同パトロール※1から本市も参加。適宜開催される会合(年3～5回)での情報共有及び対応等について協議を継続。

※1 令和4年11月12日、5機関合同(船舶4隻)で東扇島防波堤や本牧ふ頭防波堤等を巡り、立入禁止のアナウンスを実施。

7 改正遊漁船業法の概要

遊漁船利用者の死傷事故が増加傾向にあることや、令和4年4月に知床沖で発生した遊覧船の重大事故等を受け、令和6年4月1日から遊漁船の利用者の安全の確保等を目的とした「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、遊漁船業及び遊漁船の利用者における安全性の向上に向けた措置が強化された。

<遊漁船業者の新たな責務>

新たな業務規程の作成、遊漁船業務主任者等の管理・教育、損害賠償措置加入など

今回の法改正により、業務規程に「利用者を立入禁止の場所に案内しない」旨を記載することとされ、現在登録している事業者も含め**全ての事業者が、令和6年10月1日までに、新しい業務規程を都道府県に届け出なければならない**とされた。

⇒ 10月中旬に5機関合同会合を開催し、状況把握の上、対応等を協議する予定。

8 防波堤等の多目的使用及び釣り文化振興モデル港について

政府が「地方創生」の取組を進める中、国土交通省港湾局としても、地方創生に資する観光資源としての港湾の利活用を図る取組を進めている。

(1) 防波堤等の多目的使用に関するガイドライン第2版(案)【平成29年3月 国交省港湾局】

① 多目的使用の可否を判断する際の原則

行政財産としての当該港湾施設の用途又は目的を妨げない限度において、かつ、多目的使用に伴い、他の港湾施設の用途又は目的を妨げるおそれがないことを十分確認した上で判断。

② 原則に加えて行う釣り利用の検討項目

施設所有者・施設設置者・施設管理者及び管理運営者の責任分担、多岐にわたる利用者、安全を確保する管理運営体制及び対策、施設管理運営基準、地域活性化方策、費用の負担等

③ 協議会の設置

原則、利害関係者※2と関係行政機関※3で構成する協議会の設置が制度上の前提となり、当該協議会において合意形成を図ることが必要。

※2 遊漁・港湾運送等関係者、釣り団体、地元商店、飲食・宿泊施設、公共交通機関等

※3 港湾管理者、海上保安部署、警察署、消防署、観光関連部局、商工会議所等

(2) 釣り文化振興モデル港

観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等を利活用し、地域の関係者による地方創生を目的とした釣り文化振興の取組が進められている港湾を「モデル港」として国土交通省港湾局が募集。現在、21港が**指定**されている。

(別添、参考資料参照。写真左:熱海港、写真右:青方港。)



9 陳情に対する本市の考え方

(1) 東扇島防波堤における釣りを持続的に可能とするための検討を行うことについて

東扇島防波堤はその設置目的から、日常的に関係者以外の者が立ち入ることを想定しておらず、荒天時には越波もあり、安全性を確保するための設備の設置も困難である。このような状況下で転落事故が発生した場合の救助は困難であり、また、天候の急変や地震発生時など、即時の避難行動がとれず人命に関わることから立入禁止としている。

上記のとおり、東扇島防波堤での釣りは、施設の安全管理上支障を来すことから、当該施設における釣りを可能とするための検討は行わない。

(2) 観光資源としての港湾における釣り施設や既存防波堤等を利活用することについて

「東扇島西公園」には、柵、浮輪、はしごなど安全対策を講じ、安心して釣りが楽しめる延長約600mの釣り場がある(写真右)。秋の釣りシーズンなどは多くの釣り人が来園するが、年間を通して混雑している状態ではなく、釣り場が不足しているとは考えていない。

一方、家族の貴重なふれあいの時間や海に触れ合える機会は大変であることから、引き続き、安全に釣りのできる場所を検討していく。

